慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	貴衆両院論
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.391(119)- 400(128)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

喪失することある有價證券を賣却する權利を政府に託し、自己の手に在る場合には、決して賣却せざる價格を以て、賣却せられんか、二分五厘の割增金は何等の慰藉たる能はず。是れ普通の株式に放資するもの多き信託會社が政府の計畫を歡迎せず、債券を所有すること多き保險會社が之を歡迎する所以なり。

茲に於てか、如上の缺點を補ふ爲めに、政府の計畫に對して、種々の修正說主張せらる。其一は政府をして證券賣却の代價として、一定の價格を所有者に保證せしめんとするものなれども、斯の如きは國庫に不定の負擔を加へんとするものにして、到底實行す可からず。第二案は證券所有者をして二箇年を期して證券を賣却せしめ、二箇年の末に於て、是等證券に代つて、交付せられたる政府證券と引換に還付するか、又は還付せざる場合には、公正なる賠償を與ふるものにして、證券賣却と證券預託とを折衷したる方法なり。而して第三案は政府に提供せられたる證券を管理し、賣却の時機方法を決定する委員會を組織し、信託會社保險會社並に證券を所有する會社の代表者を委員に加入せしめんとするものなり。

最後に米貨證券の所有者が國庫に提供したる證券に對して、交付せらるゝ國庫債券の條件に就て一言す可し。昨年十月末四分五厘利付軍事公債の全額拂込濟と爲りて以來、英國は專ら大藏省證券の賣却と國庫短期借入金の調達とに依て軍事費を支辨するの方針に出でたるが、大藏省證券に對する需要は甚だ盛にして、昨年十二月中旬に於ける現在高は三億五千八百三十九萬四千磅の多きに上れり。斯く大藏省證券に對する需要の大なるは、多數の人民が短期間放資を爲す爲めに、短期の證券に應募するの意盛なるを示すものに外ならず。此要求に應ずる爲め、政府は英蘭銀行をして、五分利付、千九百二十年十二月一日償還の國庫債券を賣出さしむることに決定したるものなり。同證券の短期にして、又他日長期公債の發行せらるゝ場合には、額面價格を以て、應募金に代用するを得るの事實は自ら市價を維持するに足るに加へて、此證券に對しては、現在並に將來の租稅を免除すること、したり。即ち政府が國庫債券の市價を維持するに就て苦心する所少なからざるの狀を知るに足る可く、思ふに他日有利なる條件を以て、長期公債の發行せらるゝ場合には、短期の國庫債券は長期公債の拂込金に供用せられ、以て市價の維持に資するの政策行はるゝこと爲る可し。之を大體の情勢より打算するときは、中立國にして、戰時、戰後を通じて經濟社會に繁榮を來す可き米國の有價證券殊に株式は市價の騰貴を見る可きに反し、交戰國たる英國の公債市價は今後低落するを免かれざる可し。然るに英國は資本家に向つて價格の騰貴す可きものを捨てゝ其低落す可きものを取らしめんとす。是れ英國の對米放資回收に橫はる難關にして、政府が米國有價證券に代つて、資本家に交付する公債の市價を維持するに考慮するものある所以なる可しと雖も、果して其目的を達するや否や疑なき能はざるなり。

貴衆兩院論

村田岩次郎

一　貴衆兩院平等論と其の限界

貴衆兩院平等論に曰く、

「貴族院の獨立は我が憲法の特色にして、憲法の精神が之を政府並に衆議院の權威壓迫の外に獨立せしめ、以て憲法運用の機能を全うせしめんと欲するに在ると甚だ明白なり。隨て又上下兩院は其の權能に於て對等ならざる可からず。力同じからざれば相制することを得ず。是れ二院制度根本の要求の然からしむる所、異議ある可からざるなり」云々

吾人と雖も大體に於て法理上は兩院平等の原則を承認するものなれども、國法上兩院が平等に取扱はれざる三個の最も重大なる場合あるこ

とに留意せざる可からず。

（一）憲法第三十四條に依り貴族院の構成は貴族院令なる勅令を以て定められ、從つて貴族院令の改正に就いては衆議院之に關與する能はず。然るにも拘はらず衆議院の構成は憲法第三十五條の定むる所に依り選擧法なる法律を以て定められ、從つて選擧法の改正に就いては貴族院之に積極的關與を爲すことを得。

（二）憲法第六十五條に依り豫算案は前に衆議院に提出せらる可きものなり。此の規定は一見豫算案提出の順序を定めたるに過ぎざるが如きも、斯く解するは皮相の見なり。憲法に於て特にかゝる規定を設けたるは豫算に對する衆議院の意嚮を尊重せしめんが爲めならずんばあらず。若し然らずとせば衆議院の豫算先議權は無意義なり。簡潔を旨とする憲法が特にかゝる無意義の規定を設けたりとは吾人の解する能はざる所なり。されば憲法義解にも「豫算議案ヲ以テ衆議院ニ最先ノ特權ヲ付シタリ、蓋豫算ヲ議スルハ政府ノ財務ト國民ノ生計トヲ對照シ兩々顧應シ豐儉ノ程度ヲ得セシムルヲ要ス、此レ乃衆民ノ公選ニ依リ成立スル代議士ノ職任ニ於テ最緊切ナリトスル所ナリ」と解說せり。憲法義解の見總べて必ずしも信據す可からずと雖も、右の說明は肯綮に當れりと信ず。

（三）衆議院に解散あるも貴族院に解散なし。是れ兩院組織の相違より來る當然の結果にして、憲法第四十四條第二項に「衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ」とある所以なり。此の一事亦憲政上重大の意義を有す。政府若し衆議院が實際に人民の意嚮を代表せずと認めんか、衆議院を解散して國民に訴ふることを得べし。而して解散前の議院の多數黨が依然として解散後に於ける議院の多數黨なるに於ては內閣諸大臣は速袂辭職の外なかるべし。是に於て乎則ち衆議院の權威有り。然り而して是れ衆議院に解散あるの賜なり。

二　貴族院去勢論

前述の如く、憲法の法理並に精神よりして貴衆兩院が必ずしも對當の地步に在りと云ふを得ざること明かなり。仍て吾人は次の如き慣例の作られんことを切望して已まず。

（一）衆議院選擧法の改正に關しては、貴族院は衆議院の院議を尊重して之が修正否決を差控ふること。

（二）豫算案に關しては、貴族院は修正を加へず衆議院を通過したる豫算案を無條件にて可決すること。

（三）一般の議案に關しては、衆議院が引續き三回可決したる議案を貴族院は其の儘可決すること。

英國に於ては國會法の規定に依り貴族院の金錢法案並に一般議案に對する拒否權を制限したり。我國にては議院の構成は之を憲法附屬の法令を以て規定し、其の權能に就ては憲法の條規之を明記せるを以て法律上より一院の權能を制限せんと欲せば憲法の改正を必要とす。固より憲法の改正は濫り行ふ可からずと雖も、國家の必要に應じて之を爲すは固より妨げず。唯憲法を以て貴族院の權能を制限するは貴族院としては忍ぶ可からざる所なるべし。是れ即ち吾人が形勢茲に到るに先ちて貴族院をして如上の好慣例を作らしめんことを切望する所以なり。惟ふに國會開設以來政治は時に進むが如く、時に退くが如く、未だ格段の進境を示さずと雖も、將來に於ける立憲思想の發達が立憲制度の上に如何なる影響を及ぼす可きや、識者の用意を怠る可からざる所の問題たり。

三　貴族院の構成

現在の貴族院の構成については改正を要す

る點少なしとせず。吾人の希望する改正要件左の如し。

（一）公侯爵をして當然貴族院議員たらしむるの制度を廢す。

（二）同爵互選制度を廢す。

（三）有爵者（同爵異爵を問はず）をして選擧團體を組織せしむ。團體員の數に定限を設けず有爵議員の定數を各選擧團體の員數に比例して分配す。各團體の代表者は各團體員の互選に依つて決す。

（四）有爵議員の總數を勅選議員の總數以下とす。

（五）貴族院令第五條第二項の制限、即ち勅選終身議員に對する制限を撤廢す。

（六）「五」及び「八」の當然の結果として貴族院令第七條の制限、即ち勅選終身議員及び多額納稅議員の總數をして有爵議員總數に超過せしめざるの制限を撤廢す。

（七）官吏にして貴族院議員に勅任せられたるものは勅選議員總數の三分の一を超過することを得ず。

（八）多額納稅議員を廢す。

（九）貴族院議員は全部之を名譽職とす。

以上の改正要件は憲法第二十四條の規定、即ち「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族、貴族、及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」てふ原則には觸れざるなり。今（一）より（九）に至る至る改正要件について簡單に理由を附すべし

（一）由來華族の後裔には暗愚無能の人物尠なしとせず。然るに單に公侯爵を襲爵したるが故に當然貴族院議員たらしむるが如き事實全く僥倖に屬す。斯かる制度は斷然廢するを可とするものなり。

（二）（三）同爵互選の制度を廢するは爵の異同よりも政見又は利害の異同に重きを置くの趣意に出づ。而して吾人の希望する所は有爵者が二大選擧團に分れ、其の一は時の政府の政綱を賛し、他の一は之に反對すると恰も衆議院に於ける政府黨と在野黨との如き關係に在らしめんとするに在り。故に選擧團の數の少なくして團體員の數の多からんことを望まざるを得ず。團體員の少なきは選擧の實際に於ても不利なるが故に自から小異を捨てゝ大同に就くの傾向を釀成すべし。

（四）有爵議員をして勅選議員の總數を越ゆる能はざらしむるは後者の地位を重からしめんが爲めなり。

（五）（七）勳勞又は學識に因る勅選議員の增加は多々益々可なり。唯官吏は本來議員として適任にわらざるが故に其の數を制限する必要わるなり。

（六）明白なり。

（八）多額納稅者を特に貴族院構成の要素となすは無意義なり。

（九）衆議院議員をも名譽職となすべしとの議あり。況んや貴族院議員に於てをや。衆議院は社會の有らゆる階級の代表者を網羅するを要す。然るに之を名譽職となさんか、社會下級の者は事實上代表者を出すに困難を感ずる場合あらん。之に反して貴族院は貴族なる特殊の階級の代表者を一大要素とし、然らざるもの、即ち勳勞又は學識に因る勅選議員の如きも寧ろ當然名譽職たる可きものにして、又之を名譽職とするも何等の支障ある可からず多額納稅議員は予の案に於ては之を全廢するが故に問題とならず。

四　衆議院の構成

衆議院の構成亦改正を要する點尠なからず。是れ選擧法改正の屢々問題となれる所以にして吾人の主張の二三を摘記すれば左の如し。

（一）選擧權は民間政治思想の普及、公共的精神の發達に應じて絶えず徐々に之を擴張し行

くべし。

（二）或る程度以上の教育あり、又は一定の納税資格ある獨身の婦人に對して選擧權を附與すべし。

（三）或る程度以上の教育を受けたる丁年以上の男子をして納税の資格を問はず選擧權を享有せしむべし。

（四）一般被選年齡を低下して二十五歳とし、且つ大學卒業程度以上の教養あるものは年齡二十五歳未滿と雖も被選資格を有するものとすべし。

（五）選擧區制度に關しては現行の大選擧區を維持して之に比例代表の原則を適用するか、然らずして小選擧區制に復するか、二者其の一を擇ぶ可きなり。

（六）戸別訪問を禁止し、議員候補者及び其の應援者をして公開演説若くは文書に依りて政見を發表せしむる外選擧人を勸誘する能はざらしむべし。

左に（一）より（六）に至る主張に就て理由を附すべし。

（一）選擧權の擴張は勿論吾人の望む所にして、殊に我が國の如く選擧資格要件の高きに失するは感服せず。然れども一時に大いに選擧權の擴張をなさんよりは、寧ろ絶えず徐々に擴張するを可とす。蓋し選擧權擴張と民間政治思想、隨て又公共的精神の發達とは互に原因結果となり、漸を追ふて進み行くものなればなり。然り、「絶えず徐々に」是れ吾人の理想とする方針なり。

（二）英國に於て婦人參政問題の盛んに論議せらるゝに至りしは一七九二年 Godwin の著 Vindication of the Rights of Women の世に問はれてより以後の事に屬す。其の後數年を經て（一七九七年）Fox は下院に於て上流の婦人が下級の男子よりも選擧權の行使に適せるを述べたり。一八四八年には Disraeli 議會に於て婦人の參政を辯護したるが、其の後婦人參政問題の爲めに奮鬪を續けたるは John Stuart Mill なり。ミルは一八六五年國會議員に選ばれて其の所信を貫徹せんとしたり。乃ち曰く「婦人は參政に不適任ならず、又危險にもあらず。體性の異なるに由りて婦人に參政權を與へざるは課税と代表とを相伴はしめ來れる英國古來の傳説を破るものなり」と。ミルの後 Jacob Bright ありて婦人參政運動を促進す。一八八四年には Denman 卿貴族院に於て婦人參政法案を提出せしも、かゝる法案は先づ下院に於て議せらる可きものなりとして多く顧みられざりき。Sir George Kemp 氏の語を其の儘借りて云へば「婦人參政論者は最近三十五年間下院に於て常時的に多數を占め來れる」なり。英國に於て斯の問題の早晩解決せらる可きは明白なる所たり。我が國に於ても一定額の納税を爲し、又は或る程度以上の教養ある獨身の婦人に對して選擧權を附與するは當然にして、又必要の事なりと思惟す。

（三）或る程度以上の教育を有する丁年以上の男子に對し其の納税資格の有無に拘はらず選擧權を附與するは神聖なる投票を增加する所以なり。

（四）現在の被選擧年齡は高きに過ぐ。二十五歳にて可ならん。又大學卒業生は其の知見廣く思想堅實なりと認め得るを以て年齡滿二十五歳に達せずと雖も猶之に被選資格を附與すべし。是れ帝國立法府に新知識を供給する所以なればなり。予の案に於て此の特典を附與せんとするものは官私大學の卒業生に止まるにあらず、同程度以上の教養ありと認定する一切の者に及ぼさん考なり。

（五）大選擧區單名投票法にして讓渡式を併用せざる時は種々不都合の結果を生ぜざるを得

ず例へば十人の議員を選出する一選擧區に於て選擧民が悉く甲に投票を集中したりとせよ當選者は甲一人に止まるの奇觀を呈せん。又普通の大選擧區連名投票制度に於ては多數黨は議員の全部を獨占し、少數黨は一人の代表者をも選出する能はざる場合あらん。是れ亦不都合なり。是を以て大選擧區制度を採用せんとならば比例代表の原則を適用するを要す若し其の煩を避けんとならば寧ろ少選擧區制度を採用するに若かざるなり。單に理想よりすれば全國を一大選擧區となすを可とす。然れども全國を幾多の選擧區に分劃するは固より選擧を行ふ實際の便宜を考へての事なり。果して然らば實行的價値の最も大なる小選擧區制度を採用するは寧ろ自然の勢と謂ふべし。吾人は唯現行制度の如き不徹底の制度を贊する能はざるのみ。

（六八）　戸別訪問を禁ずるは畢竟議員候補者の選擧人に對する態度を一變せしめんが爲めなり從來の如く、平身低頭只管叩頭の多きを以て有權者の觀心を買はんとするが如き決して議員の地位を向上せしむる所以にあらざるなり。選擧人の知らんとし、聞かんとするは候補者の政見なり、其の抱負なり。而して候補者若し其の政見、其の抱負を選擧人に傳へんと欲せば、公開演說に依るべし、又文書を以てすべし。叩頭を要せず、追從を要せざるなり。

五　衆議院議長

故星亨は手腕餘りて剛腹に過ぎたり。島田議長饒舌を以て議場を賑はす。片岡健吉、松田正久の比較的無難なりしは其の德望に因る可く、又其の穩健なる議長振りの賜とも見るべし。仍て惟ふに議長としては相當に德望なかる可からず、剛腹なる可からず、饒舌なる可からず、而して殊に公平穩健不偏不黨ならざる可からず。英國の下院議長は多數黨より選ばるゝの例なれども、然かも一度議長席に着かんか、彼が胸中唯其の措置の公平不偏ならんことを希ふのみ。一八七〇年頃までは、全院委員會開會中議長は屢々討議に加はりたることありしも、今日に於ては議長が委員會にて意見を吐露し、又は表決に加はるが如き議長としての絶對的不偏不黨性と矛盾するものと考へらるゝなり。されば今日議長は可否同數の場合に破衡投票を餘儀なくせらるゝのみ。然かも此の場合に臨みてさへ議長は自己一身の獨斷に基きて投票を爲すにあらず或は議院の先例に則り、或は憲法上の原則に基きて投票を決するものなりと云ふ。是れ全く神聖なる議長の地位を汚さゞらしめんとの念慮に出づるなり。されば先年國會法に於て金錢法案の認定を下院議長の權能に屬せしむるや議長をして政爭の渦中に投ぜしむるものなりとて之を難ずるものありき。大に理由あることと信ずるなり。

翻つて我が國の衆議院を見るに、議長に權威なく、議員に節制なし。寔に遺憾なり。或は英國にても以前は此の如し、現に墺匈國の如き議場の混亂我よりも甚しきものありとて自からを辯護するものあらんかなれども、斯くの如き滿足主義樂觀主義は立憲政治の敵なり、障害なり。吾人は唯進むの一途あるのみ。退いて守るの前幾多の破壞と建設とを要す。

六　議院の活動

佛蘭西に於ては一八七五年七月十六日の基本法に於て上下兩院の自動的集會の場合を規定せり。例へば左の如し。

Le Sérat et la Chambre des députés se réünissent chaque année le second mardi de janvier, à moins d'ûne convocation antérieure faite par le Président de la République.

（第一條第一項）

En cas de décès où de démission dû Président de la Repûbliqûe, les deux Chambres se

réunissent immédiatement et de pleine droit.

（第三條第三項）

英國の國會も亦自動的に集會する場合あり May の Parliamentary Practice (11th ed. p. 41) に次ぎの如く記せり。

The demise of the Crown is the only contingency upon which Parliament is required to meet without summons in the usual form.

我が國の憲法は兩院の自動的に集會する場合を認めず。憲法第七條に「天皇は帝國議會を召集し、其の開會停會及衆議院の解散を命す」と規定せるのみ。議院の成立は議院活動の前提にして、議會の召集は議院成立の前提なり。召集の勅諭は集會の期日の少なくとも四十日前に之を發す。議員は召集の勅諭に指定したる期日に各議院の會堂に集會す。集會したる議員は議院法第三條及第四條若くは第四條の手續を了して始めて議院の成立を見る。開會を以て議院活動の始期となす。議院活動期に入ると同時に議員は憲法第五十二條及第五十三條の權利を現實に享有す。

議院既に活動期に入り、自主的に一時活動を休止するは休會なり。議院既に活動期に入り、受働的に一時活動を停止するは是れ停會なり。議院の成立を失はしめ、隨つて議院の活動を全く終熄せしむるは是れ閉會なり。任期の滿了に先ち議員の存立を失はしめ、隨つて議院の活動を全く終熄せしむるは是れ解散なり。後の二個の場合を議院活動の終期とす。解散の場合及び會期延長の場合を除き、議院の活動期は三ヶ月なり。此短期間に國家の豫算を議し、凡百の議案を審議せんとす。駄辯を弄し、兒戲に類する滑稽を演ずるの餘暇なき筈ならずや？噫。

（三月稿）

英國の土地法（上）

山崎宗直

一　英國土地法研究の必要

英國の土地法は、他の總ての英國の法律制度の如く繁雜錯綜限なく、現今も尙ほ未た數百年前の遺物たる封建制度の痕跡を殘留し、一見したる所にて殆んと無意味なるか如く見ゆると雖も、其實大に趣味ある幾多の所有權の區別或は其他種々なる地主と借地人との關係などあるが未た嘗て我國の民法の如き法典に依りて統一せられたることなく、普通法の外は必要に應して數百年間に亘り發布せられたる單行法令のあるのみなるか故に、其研究は興味津々として盡きされと又甚た容易の業にあらさるなり。然れとも、之れか智識は、英國憲法史例へは樞密院及貴族院の起源或は選擧法の如き、又は英國經濟史例へは莊園及都會の發達或は救貧法の如き、又は現代の種々なる政治問題例へは總ての自由黨の貴族院攻擊の根底或は今回の戰爭終了後必らす再び大問題の一つとなるへき土地政策問題例へは地主及小作人の關係、土地課稅、土地國有及勞働者問題等（此等の問題に就きては予輩は他日改めて意見を發表するの日あるを期す）の如き、皆土地を其根據とせるものなるか故に此等の問題の研究及解決には一日も缺く可らさるものとす、然れとも此小論文は英國物權法の概略にあらす、故に英國の不動產法を詳細に研究せられむと欲する諸君は左記の參考書に就き進んて攻究せられむことを希望し、予輩は茲には只た前述の如き諸問題の解釋に必要なる限度に於て、古來より現今に至る間の英國の土地法及之に關聯して其說明に必要なる範圍内に於て英國上古の社會組識、封建制度及莊園の一般に